時事新報

三千三百七十號
明治廿五年六月十六日 水曜日
舊暦壬辰五月廿二日(己卯)
日出午前四時二十六分 日入午後七時五十七分 月出午後十一時三十分 月入午前九時三十五分 滿潮午前九時零分 午後九時二十五分
(西暦一千八百九十二年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇廿日休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ノ

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるおと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からされば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

左の一編は米國の雜誌ノース アメリカン レヴューに掲載せるゴールドウヰン スミス氏の論文に就き其大意を譯したるものなり氏は加奈陀のトロント大學校のプロフエッソルにして歷史家及び經世學者として歐米に有名なる人なり千八百八十六年の英國總撰擧にはグラッドストオン氏の愛蘭土自治案に反對して演說に新聞に頻りに之を攻擊し大に非自治案派の勢力を助けたり氏の著したる書籍小冊子の類は甚だ多く現に今日も尙は英米の諸雜誌に寄書して學者社會の注意を惹くおと少なからずと云ふ我日本國も今日は代議政初生の時にして政論殊に喧し、百千年來專制の政治を厭ひ盡したる國民が立憲政の實施に逢ふたるおとなれば其滿足は譬へんにものなく又實際に於ても專制の惡弊を矯るは立憲に優るものなく現に今日に於ても旣に其功能著しきが如くなれば我輩は固より今の新政體に贊成して其實行を祈るものなれども政事に弊害の伴ふは人身に病あるが如くにして人身無病を期す可らざれば政も亦無弊を約束し難し要は唯平生の注意に在るのみ本編は現今歐米諸國に行はるゝ黨派政治の極弊を記したるものにして我國の今日は未だ此極に達せずと雖も世人若し禍を厭むの感あらば堅氷の至らざるに先だちて用心す可きものなり

黨派政治の極難

目下華盛頓にて開會中なる議會の有樣を見るに上下兩院ともに國の爲めに法律を議するなどの考は更になきものゝ如く數百の議員等は何れも來る秋に擧行する大統領撰擧の事に心を奪はれて他を顧るに遑あらずレパブリカンとデモクラチックの二政黨が互に反對派の動靜を覗ひ種々の方策を運らして相傷けんおとを謀る其有樣は恰も兩軍對陣して互に敵の隙を覗ふものに異ならず復た安閑として國家の利害など思ふの餘暇なきも偶然に非ざるあり例へば加奈陀に對する通商上の關係の如き政黨の爭に全く緣のなき問題にてさへ議會に於て議するを得ずして目下全く中止の姿なる其故を尋ぬれば反對の兩黨が互に猜忌の念を脫して協同協議するおと能はざるが爲めに外ならず加之今年の議會にては下院はデモクラチック黨にして上院はレパブリカン黨なるが故に假令ひ或る議案が幸にして一方の議院を通過するも他の議院に於て必ず黨爭の爲めに之を廢棄すゝの常なれば今日の所にては國の憲法は既に政黨機關の爲めに中止せられ之を中止したる政黨機關も亦其運動を止めて立法部の働は全く停止したるの有樣なり彼の銀貨案の如き幸にして議會以外に事理を解し國家の利害を思ふの人多くして其非を鳴らし新聞紙上に痛論したればおそ廢案に歸するを得たるおとなれども抑も斯の如く一般の實業社會に大害ありて寸益なき法案が殆んど可決せられんとするに至りし所以のものは全く政黨競爭の罪なりと謂はざるを得ず何となれば合衆國の代議士とも云はるゝ人物にして銀貨法案の如き一目瞭然たる愚政策に惑はさるゝ者多からんとは如何にも信ず可らず又吾々の實際に聞く所にても該案に贊成したる議員は大概皆唯黨派の利害を思ふて同意を表したるの形跡顯然たればなり

立法部の不始末なるおと斯の如くなる上に行政部も亦殆んど同樣の境遇に陷り終始我失策の爲めに自黨の不利を生ぜんおとを恐れ戰々競々唯自から維持に汲々たるのみにして何事をも斷行するおと能はざる其趣は恰も中風症の病人に彷彿たり甚だしきに至ては外交上の談判に行政官が外國に對して自國の利益權理を保護し獨立國の體面を全ふせんとするも兎角國內の反對黨の爲めに邪魔せられて充分に運動するを得ず餘儀なく此方より一步を讓りて事を落着せしむるの例さへ少とせず畢竟するに米國政治家の心事は愛黨を以て愛國よりも大切なるものと認るが故に斯る不都合の生ずるおとゝ知る可し元來米國の如き大國にして海軍の見る可きものなく海防の用意は殆んど皆無にして一度び敵艦の砲擊を受るときは沿岸の都市は忽ち灰燼となりて消滅す可きおと鏡に對して見るが如く如何にも危險千萬の有樣なるにも拘はらず同國の政治社會に軍備の爲め金を支出す可しとの議論は甚だ稀にして却て兵士の恩給金には歐洲諸大國の軍費に劣らざる莫大の金額を支出して反對者を見ざるは何故なるかと尋ぬれば軍艦砲臺には撰擧權なくして黨派の勢力を左右する能はざれども恩給金を受るものは人間なるが故に其投票の如何に由て黨派の爲めに或は利となり或は害となるを得るが爲めに外ならずレパブリカン黨にて名の聞えたる政治家某が嘗て公言したる所を聞に「余は加奈陀を合衆國に合併するおとには反對なり何となれば加奈陀の人民は必ずデモクラチック黨に投票す可ければなり」と云ひたるおとあり即ち此政治家の心中には明に政黨を以て國家よりも尙ほ大切なるものと認むるものにして蓋し此考は此人一人のみに限らずして米國の政治家中には尙ほ同感の人夥多ある可し

黨派政治の弊は決して米國のみに止まらず加奈陀に於ても政治上の惡德不始末は米國に劣らざるものあり元來加奈陀人は其氣質と云ひ德義と云ひ世界に對して耻しからぬ人種にして天性、自由制度の人民たるに適するの望ありしが近來政治社會に漸く不潔の空氣を釀して漸く其影響を人民一般に及ぼさんとするの形跡あるは誠に遺憾の事どもなり蓋し加奈陀にては東西諸州連合の時より偶然政黨の勢力を增し爾後政府は全く政黨の手中に落ちて賄行腐敗の中心となれり故の首相サー ジョン マクドナルド氏の如きは世を終るまで政黨政治の爲めに力を致し政黨の利益を謀る爲めには如何なる手段をも辭するおとなかりしかば是れが爲め政治社會の德義を壞亂して賄賂公行の世の中と爲り現に過般の撰擧の際にも政府が大に賄賂を用て自黨の利を謀りたるは人のよく知る所なり今日の處にて官金を私するの罪は殆んど政治家の名譽を害するに足らざるの風と爲り下院の議員某が政府の金を私したるの故を以て議會の決議に由て除名せられたるとき本人は平氣にて撰擧區に歸り自から其事實を白狀して扨撰擧人に向ひ「他の議員とても皆余と同じく不正の所行あらざるものなきに獨り余のみを責むるは不公平なり」との旨を述べたるに充分なる申開として再び撰擧せられたるの實例あり又彼の巨額の賄賂を取りたりとの嫌疑にて公判に附せられたる前のクエベックの首相メルシエー氏の如きも若しも氏が撰擧の節に政府に反對せざりしならば必ず斯る災厄には遭はざりしおとなる可し故に氏の失敗せしは賄賂を取りたるが爲めに非ずして寧ろ賄賂を取るの道を誤りたるが故なりと云ふも不可なし但しメルシエイ氏の失行を摘發して氏の攻擊に從事したる人々は當時最も手廣く賄賂を取り不正の利を貪り居たる者共なり右の如く加奈陀政府內部の醜體は實に見るに忍びざるものなるが其原因を尋ぬれは則ち政黨の爭に在りと謂はざるを得ず

(以下次號)

官報

○遞信省告示第百三十八號

來七月一日ヨリ羽後國由利郡內道川郵便局ヲ同郡松ヶ崎村ニ移シ松ヶ崎郵便局ト改稱ス

明治二十五年六月十五日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○帝國議會閉會式の模樣　前號の紙上に記せし通り昨日の午前十一時を以て帝國議會の閉會式を貴族院の議場に擧行したりそも帝國議會の閉會式は第一回の際には議院燒失の故を以て宮城內豐明殿に於て執行し第二回は解散の故を以て此の式を擧ぐる能はざりしかば議院內に於て閉會式を擧行せしは實に今回を以て嚆矢となすなり左れど其式場の光景に至りては之と云ふべき程の事もあらず唯定の時刻(即ち午前十一時)に兩院議長各議員を率ゐて式場(即ち貴族院の議場なれども机は一切取り拂ひたり)に臨み貴族院議員は右方(玉座に向て右なり以下左右と云ふもの之に倣ふ)に、衆議院議員は左方に何れも整列し松方總理大臣及び大木、榎本、田中、河野の四大臣は何れも玉座の左右に着席し畢るや松方總理大臣は進んで左の勅語を朗讀したり

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ
朕本日ヲ以テ帝
併セテ卿等勵精
右の朗讀畢るや松方總理
復席し茲にて全く式を畢
し迄にして此の間の時間
三々五々車馬を驅て議院
あり且つ院の内外別に平
寄に見物の人もなく唯式
にて威勢よく議院の門を
の路傍に佇立する往來人
とて十名を多くは超えず
ふ又伊藤樞密院議長は式
しを以て式に列りしは松
書記官長書記官丈けにて
之なかりしを以て閉會の
暴より許すれは内々の儀

○ブールス論の起原及び
所條例延期の日限も追々
ルス論再興の兆あり次第
も起るおとならんが既往
を見れば必ずしも利害の
の情實纏綿して彼の紛擾
議論を決するに付ても深
べし故に本紙は先づブー
過を記して關係者の參考

ブールス論の起
ブールス論の起原は實に
當時其筋にて株式取引所
とて條例改正の說起りて
スなるものあり賣買實著
なしと云へば迚もの序に
條例を廢しブールスに樣
ず重要の品物は凡て同一
との議起りたる折も折と
數名の紳商を伴ひ北海道
議、ブールスの事に及び
政府中の問題となりたる
次官たりし故吉田清成氏
ては身を以て之れが取調
所の草案成り一應は實業
々等に顧問したるに何れ
此事早くも世間に漏れて
の如く生じ潮の如く湧き
立を非として外國新聞記
ども世論は遂に當局者の
取引所條例は二十年五月
り今新法の主意を言短か
株主を以て組織し實買取
其資本を實買の擔保に充
ども實際に於ては保險の
より出す所は過半株主の
を以て相率ゐて冒險の道
之を廢して會員組織とす
り米穀なり賣買取引に實
授受するのみ斯の如くに
を弄ぶの念益々增長す
商は一種賭博の府となり